

## 年金記録に係る苦情のあっせん等について

### 年金記録確認愛媛地方第三者委員会分

#### 1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	1 件
厚生年金関係	1 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	2 件
国民年金関係	1 件
厚生年金関係	1 件

## 愛媛厚生年金 事案 1009

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を昭和35年1月16日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を1万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和5年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和35年1月16日から同年2月16日まで

A社に昭和28年5月から平成2年11月まで勤務したが、同社B建設所から本社に転勤した期間の一部について、厚生年金保険に未加入になっているので、厚生年金保険被保険者として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

A社から提出された回答書、申立人に係る賃金台帳（写）及び申立人に係る雇用保険の加入記録により、申立人は、同社に継続して勤務（昭和35年1月16日にA社B建設所から同社本社に異動）し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立人の申立期間に係る標準報酬月額については、申立人に係る昭和35年2月の賃金台帳（写）により確認できる厚生年金保険料の控除額から1万8,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は当社の事務手続遺漏によることが原因であったとしていることから、事業主が昭和35年2月16日を資格取得日として届け、その結果、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る同年1月の厚生年金保険料の告知を行っておらず、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の平成9年1月から同年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和19年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成9年1月から同年3月まで

平成9年1月に会社を退職するに当たり、年金を受給するためには、保険料納付済期間が25年必要であることを妻が友人から聞いていたので、国民年金に加入しなければいけないと思った。

平成9年3月又は同年4月頃に、妻が私の国民年金の加入手続をA市役所の窓口で行い、国民年金保険料の口座振替を希望したが、当該市役所の職員に、口座振替の手続に1か月ぐらい掛かるので空白期間ができないよう口座振替開始前の保険料をまとめて納付するように言われ、その日のうちに市役所内の銀行で保険料を納付した記憶があるので、未納期間があることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、「妻が平成9年3月又は同年4月頃、国民年金の加入手続を行った際に、口座振替開始までの国民年金保険料をまとめて支払った。」旨述べているところ、A市が保管している国民年金被保険者履歴状況一覧において、申立期間直後の平成9年4月及び同年5月の国民年金保険料を同年5月20日にまとめて納付し、同年6月の保険料から口座振替により納付していることが確認できるものの、申立期間に係る保険料を納付したことについては確認することができない。

また、申立人の申立期間に係る国民年金保険料を納付したとする申立人の妻は、まとめて支払った保険料の納付期間や金額についての記憶が明確ではない上、「まとめて国民年金保険料を支払ったのは1回のみである。保険料をまとめて支払った後に、保険料の未納があるというはがきが来たが、二重払いになると思い保険料を支払わなかった。」旨述べていることから、申立

人及び申立人の妻は、まとめて支払ったとする保険料の納付時期及び納付期間を誤認している可能性がうかがわれる。

さらに、オンライン記録によると、平成10年12月11日付けで過年度保険料の納付書が作成されていることが確認でき、当該納付書作成時点において、9年1月から同年3月までのいずれかの月の国民年金保険料若しくは当該期間の全ての保険料が未納であったことが推認できる。

加えて、申立人は、60歳到達（平成16年\*月\*日）から年金の受給資格を満たす平成23年\*月\*日までの期間、国民年金に高齢任意加入し、当該期間の国民年金保険料を納付していることが、オンライン記録により確認できるところ、申立人が社会保険事務所（当時）に提出した国民年金被保険者資格取得申出書には、申立人の60歳時点での国民年金保険料納付期間、厚年・船保・共済基礎対象期間、不足月数、及び加入予定月数に係る欄にはそれぞれ月数が記載されており、そのうち、当該国民年金保険料納付期間欄には、申立期間を除く保険料の納付済月数が記載されていることが確認でき、当該申出書の届出時点（平成16年\*月\*日）において、申立人は、申立期間の保険料が未納であることについて、社会保険事務所から説明を受けていた可能性がうかがわれる。

このほか、申立人が国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 愛媛厚生年金 事案 1010

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 大正 11 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 21 年 3 月 10 日から 28 年 1 月 21 日まで

平成 20 年頃、A 社会保険事務所（当時）に B 社（現在は、C 社）D 工場に係る厚生年金保険の期間について照会を行ったところ、当該期間は昭和 28 年 9 月 7 日に脱退手当金を支給しているという回答が届いた。

しかし、当時は脱退手当金の制度を知らなかったし、B 社 D 工場を退職後 7 か月も経過してから当該手当金を受け取った記憶は全く無いので、申立期間について、厚生年金の算定期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人の厚生年金保険被保険者台帳には、脱退手当金の支給記録（資格期間、平均標準報酬月額、支給金額、支給（開始）年月日等）があり、当該被保険者台帳に記載されている支給金額は、申立期間に係る標準報酬月額から求められる金額と一致している上、資格期間は、C 社 D 工場から提出された B（株）社員録（写）に記載されている申立人の入社年月日及び退社年月日と一致しているなど一連の事務処理に不自然さはない。

また、C 社 D 工場から提出された昭和 28 年 1 月度及び同年 2 月度に係る退社簿（写）に記載されている女性従業員 40 人のうち、当時の脱退手当金の受給要件（被保険者期間が 6 か月以上 20 年未満の女性が、婚姻又は分べんのため被保険者資格を喪失したとき）を満たす 14 人について支給記録を確認したところ、記録を確認することができなかった 2 人を除く 12 人全員に脱退手当金の支給記録があること、申立人に係る脱退手当金の支給決定日は、通算年金通則法施行前の同年 9 月 7 日であり、当該支給決定当時、20 年以上の厚生年金保険被保険者期間がなければ年金を受給することはできなかったこと、申立人は、「分べんのため B 社 D 工場を退職し、当時は再就職する気は全く

なかった。」と述べているところ、前述の厚生年金保険被保険者台帳には、申立期間当時の厚生年金保険法改正法（昭和 23 年法律第 127 号）第 48 条第 2 項（婚姻又は分べんを事由とする退職により脱退手当金を支給）を示す「48-2」の記載が確認できること等を考え併せると、申立人が脱退手当金を受給することに不自然さはいかたがえない。

さらに、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。